

議案第34号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市都島区都島中通3丁目21番22号
中正工業こと中山 正彦
- 2 債 権 の 内 容 茨田大宮住宅解体撤去工事に伴う給水設備設置工事請負契約
の解除に伴う違約金に係る債権及び前払金の返還に係る利息
債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる額の合計金205,943円及びこのうち金162,750
円に対する遅延損害金
 - (1) 違約金 金162,750円
 - (2) 前払金の返還に係る利息 金43,193円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者に対する茨田大宮住宅解体撤去工事に伴う給水設備設置工事請負契約の解除に伴う違約金に係る債権及び前払金の返還に係る利息債権を放棄するため、この案を提出する次第である。